

※2 マイナポータル の健康保険証情報または、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」にある記号・番号をご記入ください。

健康保険 高額療養費 入院 支給申請書 被扶養者用
通院 世帯合算用

令和 年 月分

東京都医業健康保険組合（8・8改）

委任状	本申請に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		〒	—
	令和	年	月	日
	被保険者の氏名		代理人	住所 氏名

※記入の際には別途添付書類が必要となります。
給付課までお問い合わせ願います。

診療区分		入院・外来・調剤・その他	入院・外来・調剤・その他	入院・外来・調剤・その他
受診先	名称			
	所在地			
診療を受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
病院等に支払った額		円	円	円
市区町村等から医療費助成制度を受けていますか		はい ・ いいえ (制度名) (自己負担の有 ・ 無)	はい ・ いいえ (制度名) (自己負担の有 ・ 無)	はい ・ いいえ (制度名) (自己負担の有 ・ 無)

記入上の注意

- (1) 診療月単位ごとに作成してください。領収書(写)の添付をお願いいたします。
- (2) 病院等に支払った額には、保険診療分にかかるもののみを記入してください。
◎自費負担分〔食事療養負担・差額室料・文書料等〕は申請対象外です。
- (3) 請求権の時効は2年です。
- (4) 診療先ごと〔入院+入院・入院+外来〕で保険診療分21,000円以上が2件以上ある場合で法定負担限度額を超えたとき合算(世帯合算)高額療養費になります。
(法定負担限度額は別紙1の【法定負担限度額一覧】をご覧ください。)
- (5) 院外処方箋(薬剤負担分)については、調剤日が診療月と同月のものに限りです。
- (6) 1年間のうち同一世帯で高額療養費に該当した月があった場合、第4回目以降は多数該当となり遡減された負担額になります。
- (7) 市区町村等からの医療費助成がある方はその領収書の(写)または通知書の(写)を添付してください。
- (8) **被保険者**が非課税者である場合は市区町村税非課税証明書の(写)を添付してください。
(4月から7月診療分については、前年度の非課税証明を、8月から翌年3月診療分については当年度の非課税証明を添付してください。)
- (9) この申請についての支払い決定は、診療月より数えて4ヶ月以上先となります。

【申請対象例】

- 限度額適用認定証を提示せず、医療機関の窓口にて各々の負担割合に応じ医療費を負担した場合、法定負担限度額を超えた場合
- 限度額適用認定証を提示してもなお、法定負担限度額を超えた場合(世帯合算)
記入上の注意(4)の例：区分エの場合(70歳未満)
[円の箇所に該当の法定負担限度額を当てはめて参照してください。]

区分エの場合、世帯内(認定被扶養者)で複数の受診先があるとき

	又は		A病院…10,000円	+		B病院…15,000円	=	<u>70,000円</u>
本人		家族	A病院処方の薬局…20,000円		B病院処方の薬局…25,000円			
			計 30,000円 (21,000円以上)		計 40,000円 (21,000円以上)			

21,000円以上の窓口負担が2件以上あり、合計金額が **61,500円** を超えた場合
⇒ (世帯)合算高額療養費に該当

【法定負担限度額一覧】 令和 8 年 8 月受診分から令和 9 年 7 月受診分まで

〔被保険者 70 歳未満区分〕

区 分		報酬月額	月単位の上限額		年単位の上限額
			カウント 1 回～3 回まで	多数回該当 (4 回目～)	
上 位	ア	83 万円以上	270,300 円+ (医療費－901,000 円) × 1 %	140,100 円	1,680,000 円
	イ	53 万～ 79 万円	179,100 円+ (医療費－597,000 円) × 1 %	93,000 円	1,110,000 円
一 般	ウ	28 万～ 50 万円	85,800 円+ (医療費－286,000 円) × 1 %	44,400 円	530,000 円
	エ	26 万円以下	61,500 円	44,400 円	530,000 円
低所得者	オ	住民税非課税	36,900 円	24,600 円	290,000 円

〔被保険者 70 歳以上区分〕

区 分	報酬月額	月単位の上限額		年単位の上限額	
		カウント1回～3回まで	多数回該当 (4回目～)		
現 役 並 み Ⅲ	83万円以上	270,300円+ (医療費-901,000円) × 1%		140,100円	1,680,000円
現 役 並 み Ⅱ	53万～ 79万円	179,100円+ (医療費-597,000円) × 1%		93,000円	1,110,000円
現 役 並 み Ⅰ	28万～ 50万円	85,800円+ (医療費-286,000円) × 1%		44,400円	530,000円
一 般	26万円以下	外来(個人ごと)	61,500円		530,000円
		22,000円 (外来年間上限) 216,000円			
低 所 得 者	住民税非課税	11,000円 (外来年間上限) 96,000円	25,700円	24,600円	290,000円
	住民税非課税 所得一定以下	8,000円	15,700円	—	180,000円

※被保険者が 75 歳誕生日に受診した場合は、自己負担限度額が 2 分の 1 になります。
被扶養者が被保険者 75 歳到達月に受診した場合も同様の扱いになります。